

総務文教常任委員会

所管事務調査資料

(令和 8 年 2 月 2 日)

(事務調査)

① 厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画の改訂について

総務課情報防災グループ

## 1 新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

### (1) 行動計画とは

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機に備え、国・都道府県・市町村それぞれにおいて、平時の準備や感染症発生時の対策の選択肢を示すもの。

・都道府県は、政府行動計画を踏まえ、都道府県行動計画を策定。

（特措法第7条第1項）

・市町村は、都道府県行動計画を踏まえ、市町村行動計画を策定。

（特措法第8条第1項）

### 【主な経過】

国		道		市町村	
H15～	新型インフル（H5N1）が流行				
H17	H5N1対応の経験を踏まえ、 政府行動計画を策定	H17	政府行動計画策定を踏まえ、 道行動計画を策定	H18 以降	任意で計画・マニュアル を策定
H21～	新型インフル（H1N1）が流行				
H24	新型インフル特措法を制定	H24	特措法により、都道府県行 動計画が法的に義務付け	H24	特措法により、市町村行 動計画が法的に義務付け
H25	H1N1対応の経験を踏まえ、 政府行動計画を改定	H25	政府行動計画改定を踏まえ、 道行動計画を改定	H26 以降	道行動計画改定を踏まえ、 市町村行動計画を策定
R2～	新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が流行				
R6.7	新型コロナ対応を踏まえ、 政府行動計画を改定	R7.3	政府行動計画改定を踏まえ、 道行動計画を改定	R7.4 以降	道行動計画改定を踏まえ、 市町村行動計画を改定

### (2) 行動計画（特措法）の対象疾病

○感染症法で定める感染症類型のうち、国民に重大な影響を与える恐れがある新たな感染症として、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症を対象とし、「新型インフルエンザ等」と定義

感染症類型	性 格	主な疾病
一類感染症	罹患した場合の危険性が極めて高い	エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
二類感染症	罹患した場合の危険性が高い	結核、SARS、MERS 等
三類感染症	特定職種において集団発生の恐れ	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等
四類感染症	動物等を介して人に感染	狂犬病、マラリア、デング熱 等
五類感染症	危険度は低いが、国民生活に影響	インフルエンザ、 新型コロナウイルス感染症（COVID-19） 等
新型インフルエンザ等 感染症	インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、 国民の大部分が免疫を獲得しておらず、国民に重 大な影響を与える恐れ	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、 新型コロナウイルス感染症（COVID-19除く） 再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	感染症法に位置づけられていない感染症について、 1～3類感染症等と同等の危険性がある場合に、 政令で指定（最長2年）	<過去例> SARS、鳥インフルエンザ（H5N1・H7N9）、MERS、 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
新感染症	人から人に伝染する未知の感染症であって、危険 性が極めて高く、国民に重大な影響を与える恐れ がある場合に、政令で指定（最長2年）	<過去例> SARS

：行動計画（特措法）の対象となる「新型インフルエンザ等」

(3) 市町村行動計画に記載すべき事項（特措法第8条第1項第2項）

- ① 当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- ② 市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項
  - ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供
  - ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置
- ③ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- ④ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑤ そのほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

(4) 市町村行動計画改定のスケジュールと必要な手続き

- ① スケジュール  
令和7年3月の北海道計画の改訂を受け、令和8年3月までの改訂が必要
- ② 必要な手続き（必須項目）
  - ・学識経験者意見聴取（第8条7項）
  - ・議会への報告、公表（第8条6項）
  - ・都道府県知事への報告（第8条4項）

## 2 厚真町新型インフルエンザ等対策行動計画改訂の概要

### I. 推進方針

#### 【改訂内容等】

- ・道行動計画の記載を参考に、市町村行動計画の目的・経緯、方針等を記載

### II. 対策の方針

#### 【改訂内容等】

- ・国や道の基本方針を参考に基本的な考え方・留意点等を記載
- ・対策の目的や基本的な考え方を総論的に整理
- ・中長期的な対応も想定し、3つの時期区分（準備期・初動期・対応期）を設定の上、時期ごとに必要な対策を実施する旨を記載
- ・平時の備えを充実するほか、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、対策を実施していく旨を記載
- ・対策の骨子を整理し、具体的には各論（III. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組み）で記載

### III. 新型インフルエンザ等対策の各対策項目における取組

#### 【改訂内容等】

##### 1. 実施体制

- 発生段階ごとの実施体制、人材確保・育成や実践的な訓練等を通じた対応能力の向上について記載

##### 2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 平時及び有事の情報収集・提供方法、リスクコミュニケーションを記載

### 3. まん延防止

○市町村が実施するまん延防止措置を記載

### 4. ワクチン

○ワクチン接種の実施の方法（実施場所・協力医療機関等）を記載

### 5. 保健

○保健対策に関する体制整備、情報提供・共有について記載

### 6. 物資

○特措法第10条の規定に基づく物資及び資材の備蓄等について記載

### 7. 住民の生活及び地域経済の安定の確保

○住民の生活や社会経済活動の安定の確保について記載